

令和7年第3回砂川市議会定例会

令和7年9月9日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣言

- 日程第 1 議案第 1 号 令和7年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2 号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3 号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4 号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 2 一般質問
延会宣言

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号 令和7年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2 号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3 号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4 号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

- 日程第 2 一般質問

高田浩子君
辻勲君
沢田広志君

○出席議員（13名）

議長 多比良和伸君	副議長 小黒弘君
議員 是枝貴裕君	議員 石田健太君
伊藤俊喜君	山下克己君
高田浩子君	鈴木伸之君
中道博武君	水島美喜子君
沢田広志君	武田真君
辻勲君	

○欠席議員（0名）

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長
砂川市教育委員会教育長
砂川市監査委員
砂川市選挙管理委員会委員長
砂川市農業委員会会長

飯澤明彦
板垣喬博
中村一久
千葉美由紀
関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長
病院事業管理者
総務部長
兼会計管理
総務部審議監
市民部長
保健福祉部長
経済部長
建設部長
病院事務局長
病院事務局次長
病院事務局審議監
総務課長
政策調整課長

井上守
平林高之
三橋真樹
安原雄二
堀田一茂
畠山秀樹
野田勉
斎藤史
朝日博
為国朗
倉島徳
岩間一郎
安武学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長
指導参考事
教育委員会技監

玉川晴久
神島亘基
徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長

下道くみこ

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長

三橋真樹

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長

野田勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長
事務局次長
事務局係長
事務局係長

安武浩美
越智朱美
野荒邦広
佐々木健児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第3号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第4号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の4件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 水島美喜子議員 (登壇) おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

9月8日に委員会を開催し、委員長に私水島、副委員長に高田浩子委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第1号から第4号までの一般会計、特別会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号から第4号までを一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は8名あります。

順次発言を許します。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) 皆さん、こんにちは。それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きな1つ目といたしまして、ヒグマ対策についてであります。砂川市は、本年夏、市内各所で熊が出没し、道内でもいち早くヒグマ注意報が発令されました。ヒグマ注意報とは、北海道ヒグマ管理計画に基づき、道内において市街地付近でヒグマが頻繁に出没、またはヒグマによる農業等被害の発生が懸念されるとき、市街地以外でヒグマによる人身被害が発生したときにヒグマによる人身被害を防止することなどを目的に発出するものとあります、道内の市では全域に発令されているのは砂川市だけです。そこで、以下について伺います。

(1) といたしまして、本年のヒグマ出没時の取組についてであります。

(2) といたしまして、ヒグマによる農業等被害に対する取組についてであります。

(3) といたしまして、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律施行後の砂川市の取組についてであります。

(4) といたしまして、猟友会との連携についてであります。

そして、大きな2つ目といたしまして、手話に関する施策の推進に関する法律の成立に伴う取組についてであります。手話施策推進法は、本年6月18日に衆議院本会議で全会一致で可決され、6月25日施行されました。後押しとなった要因としては、長年にわたる聾者団体の活動、2006年の障害者の権利に関する条約、2011年の改正障害者基本法、そして2013年の鳥取県での手話言語条例の制定後、全国の多くの自治体が条例を制定したことなどがあり、私も砂川市手話言語条例制定を求める一般質問を行った経緯もあります。この手話施策推進法は、手話が言語として認められ、手話を使って暮らせる環境づくりを国と自治体の責務としたほか、手話の取得支援、手話文化の継承、発展等を図ることを定めています。そこで、以下について伺います。

(1) といたしまして、聴覚障がいの方への支援や手話普及に対する取組についてであります。

(2) といたしまして、手話施策推進法制定後の砂川市の取組についてであります。

以上2点、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 私から大きな1の(1) 本年のヒグマ出没時の取組についてのうち、市街地周辺への出没時における市民周知等の対応についてご答弁申し上げます。

市街地周辺へのヒグマ出没や目撃情報に対しては、副市長をトップとしたヒグマ対策会議の開催や防災と同様のグループLINEを活用し情報共有を図るとともに、府内各部署及び消防などとも連携しながら対応策等について検討、実施をしているところであります。市民への情報提供としては、本年は目撃情報が頻発していることから、市ホームページにおいて目撃情報掲載ページのレイアウトをより分かりやすいものに変更したほか、ヒグマによる被害防止のための対策やヒグマ出没時における市の対応について具体的に掲載するとともに、市公式LINEによる目撃情報の周知、出没、目撃地周辺への注意喚起看板設置、注意喚起チラシの町内会への回覧、配布依頼、さらには市職員による個別配布、広報車の巡回により迅速に市民への周知と注意喚起を図るとともに、必要に応じて公園や遊歩道の一時閉鎖措置、登下校時におけるパトロールなども実施しているところであります。また、北海道からは市内における目撃情報が頻発していることからヒグマ注意報が7月8日に発出されており、報道機関やホームページ、SNSを通じて注意喚起が図られているところであります。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) 私から大きな1、ヒグマ対策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 本年のヒグマ出没時の取組についてでありますが、本年度の出没件数は、8月末現在で目撃情報が72件、足跡、ふんなどの痕跡の発見が23件、合計95件であり、令和6年度と比較して56件増加、令和5年度と比較して36件増加しております。出没件数の増加の要因といたしましては、北海道全域でヒグマの個体数が増加、それに伴い生息域も拡大していることから、餌となる木の実が不作の年には餌を求めて畑の農作物を食するために人家へ接近し、出没件数が増加しているものと推測しております。対策といたしましては、本年も例年同様山林から市街地へのヒグマの接近を防止するため、主に空知太地区から宮城の沢地区までの高速道路沿いにヒグマの忌避装置を合計20か所設置しており、出没頻度が高い一の沢地区、空知太地区に監視用トレイルカメラを7台設置し、出没状況の監視を続けているところであります。また、ヒグマが川沿いを移動して市街地に近づくのを防ぐため、北海道へ依頼し、パンケ歌志内川の一部の河川敷の草刈りと立木の伐採を行うとともに、北高跡地の草刈りを北海道教育委員会へ依頼し、ヒグマが潜伏できる環境を縮小させているところであります。

なお、農村地域に出没等の通報があった場合は、北海道獣友会砂川支部砂川部会からの推薦を受けて市長が任命している鳥獣被害対策実施隊員、滝川警察署、農政課職員が現地にてヒグマの出没状況等を確認するとともに、滝川警察署に対して出没地周辺の啓発やパ

トロールを依頼、市ホームページと市公式LINEアカウントにて情報掲載、必要であれば農業者への注意喚起、チラシを配布、啓発看板を設置しております。さらに、直近の対応では、土木課による出没地周辺の草刈り、農政課による忌避剤の設置を実施しております。今後におきましても、引き続き忌避装置の設置や草刈り等によるヒグマの侵入防止を中心とした対策を実施し、副市長をトップとしたヒグマ対策会議において関係部署と緊急時に対応できるよう連携をさらに密にするとともに、北海道、近隣市町等の関係機関と情報を共有しながら効果的な対策を実施してまいります。

続きまして、（2）ヒグマによる農業等被害に対する取組についてですが、農業者自ら行う農業被害防止対策として、砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会が国の鳥獣被害防止総合対策事業交付金を活用した電気柵購入の支援を行っているとともに、野生鳥獣を追い払う一つの有効な手段として平成25年から動物駆逐用煙火消費保安講習会を開催しており、農業従事者、農協職員、獣友会、自治体職員などが毎年参加しているところであります。なお、山林から市街地への熊の接近を防止するため、空知太地区から宮城の沢地区までの主に高速道路沿いにヒグマの忌避装置を合計20か所設置しておりますが、農業被害防止対策としての効果もあるものと考えております。また、本年は一の沢において連日ヒグマが出没し、農業被害が続いていることから、箱わなを設置し、ヒグマ2頭を駆除しております。

続きまして、（3）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律施行後の砂川市の今後の取組についてですが、改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行され、市街地に出没したヒグマを地域住民の安全確保の下、市町村の判断で猟銃による駆除ができる緊急銃猟が可能となりました。ヒグマが市街地やその周辺等に侵入、ヒグマによる人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要、発砲以外の方法での迅速な駆除が困難、避難等によって地域住民などに弾丸が到達するおそれがないという4つの条件を満たす場合にはヒグマへの発砲をハンターに委託して実施できるとしており、緊急銃猟の実施に当たり、市町村は地域住民の安全確保のため通行制限、避難指示を実施し、発砲による物損については市町村が補償することとなっております。

緊急銃猟の実施に当たり、ハンターとしてヒグマへの発砲を行うこととなる鳥獣被害対策実施隊員と協議を重ねておますが、環境省が7月に公表したガイドラインによりますと発砲までの手順が多く、その間にハンターが襲われるおそれがあること、ヒグマは1か所に停止していることが少なく動き回ることから、発砲による弾道の想定が難しく、発砲できる条件が厳しいこと、さらに弾が跳ねるリスクを軽減するために畑などの土や芝生のような軟らかい地形をバックストップとし、可能な限り撃ち下ろすと定められており、コンクリートや構築物が多い市街地では発砲できる場所に限りがあることなどの不安があると伺っております。なお、北海道獣友会では、市町村から発砲要請があった場合でも現場の状況を踏まえてハンターが銃猟による駆除を中止できるとする通知を全支部に出してい

るところであります。8月より環境省や北海道による緊急銃猟に係る地上訓練と実施訓練が行われ、農政課職員が参加しておりますが、今後も予定されていることから、引き続き情報収集等に努め、市街地の建物内に居座る、または市街地を毎晩徘徊し、ごみやコンポスト等をあさるなど問題行動が起きる最悪の場合を想定し、市街地における緊急銃猟が可能な場所について鳥獣被害対策実施隊員と慎重に協議を重ねるとともに、鳥獣被害対策実施隊員の不安解消に努め、今後緊急銃猟が実施できる体制を整える準備を進めてまいります。

最後に、（4）猟友会との連携についてであります。鳥獣被害対策実施隊員の6名は北海道猟友会砂川支部砂川部会の推薦であり、ヒグマの出没や捕獲時において農政課職員と共に対応していただいております。また、鳥獣被害対策実施隊員以外の北海道猟友会砂川支部砂川部会の会員もエゾシカ等を含む有害鳥獣対策、毎年4月には子どもの国開園前のヒグマ生息調査など、連携し、有害鳥獣対策を講じております。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） 私から大きな2、手話に関する施策の推進に関する法律の成立に伴う取組についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）聴覚障がいの方への支援や手話普及に対する取組についてであります。当市の聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方は令和6年度末で84人おり、そのうち両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上であり、両耳が全聾である2級の方が12人となっております。聴覚障がいの方への支援につきましては、身体障害者手帳の交付を受けている方が補聴器を購入または修理する際の費用を助成する補装具費支給事業を実施しており、令和6年度の利用実績は購入10件、修理3件であります。また、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の児童に対し、市独自の施策として補聴器を購入または修理する際の費用の一部を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施しておりますが、令和6年度の利用実績はなかったところであります。そのほか、日常生活用具として来客時のチャイムに併せて光や振動、音を発することで来客を伝える屋内信号装置など日常生活に必要な用具を購入する際の費用の一部を助成する日常生活用具給付等事業を実施しており、令和6年度の利用実績は2件であります。

手話普及に対する取組につきましては、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がいの方が意思疎通を図ることに支障がある際に手話通訳者を派遣する意思疎通支援事業を北海道ろうあ連盟へ委託し、実施しております。また、手話を通して手話ボランティアの意義を学び、聾啞者をはじめとする障がい者を知るとともに、聾啞者、健常者相互の親睦交流や理解等を深めることを目的とし、公民館グループサークルとして活動を行っている砂川手話の会に対し研修費の助成を行っているところでございます。

次に、（2）手話施策推進法制定後の砂川市の取組についてであります。手話につきましては平成23年に改正された障害者基本法において言語に含まれることが明記され、

今回成立した手話に関する施策の推進に関する法律においては、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語、その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進することを目的に制定されており、基本理念として手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること、手話文化の保存等が図られるようにすること、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること、この3点が挙げられており、市町村はその理念に基づき、各施策を策定、実施することとされているところでございます。

聴覚障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で意思疎通を円滑に行うための手段として、手話をはじめ筆記や口話のほか、近年ではデジタル技術を活用し、スマートフォンの音声入力を文字に変換して表示することができるアプリケーションなどが用いられていますが、手話に関しましてはデジタル技術の進歩によりコミュニケーションをほかの手法で取ることができるようになったこと、また手話の習得に時間と労力がかかることなどから、手話を使用する方が少数であり、普及が図られていない要因として考えられるところがあります。今後の市の取組といたしましては、市民の手話への理解と関心を深めてもらうために広報活動や啓発活動として市ホームページにおいて手話施策推進法の趣旨や手話の会の活動を紹介するほか、図書館において手話に関する特設コーナーを設置することなどを考えているところでございます。また、手話の普及促進や手話文化の保存等のため、手話人材の養成や資質の向上のための研修機会の確保などの取組が必要であると考えておりますが、その方法等については障がい者に関する団体等への聞き取りや他自治体の取組事例を参考に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、大きな1つ目のヒグマ対策について2回目の質問をしていきたいと思います。

まずは、市民生活から副市長をトップとしたヒグマ対策会議、庁内部署、消防などとの連携というような、グループLINEを活用したりということを伝えられました。先日も朝から、開庁後私は所用があつたまま市役所に来たんですけども、そのときにまさに通報があった直後のように、各部署の方々が何人もで立って対話をされて、本当にすぐに対応する行動をしているなというところを私も伺って様子が分かったわけです。市民生活では市のホームページのレイアウトを分かりやすくしたり、LINEが一番早いようですが、周辺地域の注意喚起の看板の設置と個別配布も行っているようです。そして、パトロールや広報車の巡回ということも行っているということが分かりました。そして、道では、先ほどから私も第1回目で取り上げてますが、ヒグマ注意報というところでホームページやSNSを通じての注意喚起ということで行われているということが分かりました。

そこで、先ほども市民生活で市職員による個別配布というふうにお話がありましたけれども、直接市民の方と対話したり注意喚起するということはあったんでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 市街地周辺のヒグマ出没時の住民周知、注意喚起等のチラシの配布については、町内会への回覧や配布の依頼、また状況に応じて職員による個別配布を行っております。職員による配布の場合は、基本的にポスティング、郵便受け等に投函するという形でやっておりますが、当然自宅にいらっしゃる方が気づいて出てこられたり、配布周辺の方々が近くにいた場合はヒグマの出没情報を伝えて注意喚起を行っているところであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 やはり直接お話しすることも本当によく分かってというか、市民の方々もどういうふうに過ごせばいいのかとか不安なこともあるかと思いますので、そういったところで伺うこともできるというところで重要なのかなと思いました。

そして、看板設置を行ったということですけれども、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 ヒグマ出没時の注意喚起看板の設置については、出没した場所、目撃があった場所の周辺の状況、例えば住宅密集地であったり、ある程度周辺道路等広範囲にわたって設置しているところであります。また、散歩や運動などで使用されるような場所や道路につながる入り口等に設置をしているところであります。今回市民部で設置している箇所は、9月8日、昨日現在20か所となっております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、看板の設置については伺いました。この後ほかの議員からも質問があるようなので、この点に関してはまたそちらで詳しく伺ってもらえたたらと思います。

全道的にも全国的にも砂川市はとても有名になってしまいました。そして、ヒグマ注意報も延長というところで、裁判の件もあります。さらに取り上げられて報道しているところがあります。9月に入ってから毎日のように情報があります。目撃情報の件数もすごく多くて、市民の方からも本当に不安を抱えているというお話を聞きます。そして、市外や道外からも大丈夫かというような問合せとかもあります。そういったところで、先月の委員会以降の出没に対しての対応についてもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 8月の社会経済委員会で報告した以降ということになりますけれども、それ以降も連日ヒグマの出没、目撃が続いているところです。市民周知等に関し

ては、基本的に1回目で答弁したとおり、その取組を状況に応じて継続しているというところであります。9月4日、西1条北19丁目の国道沿いに出没、目撃情報があった際には、その時間が午後8時半頃でして、それから現地を経済部で確認して、市民部の対応としては、ちょっと遅い時間でしたけれども、午後10時頃から広い範囲にわたって広報車で周辺地域を巡回したところであります。また、その翌日の朝に府内の職員を動員して約640戸ぐらいに注意喚起のチラシを配布、ポスティングで行ったところであります。今後も正確な情報をできるだけ早くお伝えするように取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 それでは、私からは出没した回数ですか農政課で対応したものをお報告させていただきます。

まず、8月の下旬、20日以降ですけれども、それから9月8日、昨日までの出没状況です。目撃が19件、それから足跡が2件、これは焼山も含まれますけれども、そのような状況となっております。なお、特記するべきこととしましては、1日に2回目撃情報があったというのがございまして、それが5日間あったということがございました。それから、出没に対する対応でございますけれども、これは市街地に限ってお話をさせていただきますが、8月31日から9月にかけて北6号線の踏切付近、または北5号線の踏切付近で出没しております。

その対応につきましては、先ほどお話をしたこととちょっと重複するかもしれません、改めて説明いたします。まず、農政課と警察、それから実施隊員と共に現地を確認しております。それで、府内ヒグマ対策会議、リモートでも会議を行っておりますので、LINEで情報共有しながら、会議を行いながら対策を講じているところであります。広報につきましては、先ほど市民部長が申し上げましたので、そこは割愛させていただきますけれども、例えば教育員会では保護者による送迎を依頼したりですか、学童保育はタクシーに依頼するですか、また北6号、5号の線路付近の市道、草が鬱蒼としていたということは分かりましたので、そこで見通しがよくなるようにということで草刈りも建設部で実施しております。また、北6号線の線路付近の防風林東側にヒグマの忌避剤、これは新しく対応するものなんですが、それ以上北に行かないですか東に行かないとかということを配慮して忌避剤を設置してみました。あとは、警察署にパトロールの依頼をしております。

なお、9月4日以降、国道の西側にも出没しております、ここにつきましては平場といいますか、平なところで見えるところに熊がいるかもしれないということで、消防に協力をいただきまして、これはドローンで河川敷、それから住宅街付近、それとペンケ川の河川敷辺りを捜索してみました。実際といたしましては、河川敷の木が鬱蒼としているところは見えないこともございますので確認はできませんでしたが、そのような調査も実施

しております。そのほかには、河川敷のほうで出ておりますので、建設部等が所管しております石狩川パークゴルフ場ですとか北光公園、自転車道の閉鎖などを実施しているところでございます。また、夜間操業している事業所があるということでお伺いしましたので、個別の対応ですけれども、どうしたらいいんだという相談を受けましたので、それにつきましては例えば夜來たときにはクラクションを鳴らしたほうがいいですよとか、忌避剤を小分けして駐車場の周りにちょっと置いてみたらどうですかなんていうことを説明しております。なお、山林へ熊が戻ったかどうかを確認するために、ここを通るんじゃないかというようなところにもトレイルカメラを、山林地域に設置したものを移動して確認するようなこともやっているところでございます。このような対応で今継続して実施しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 昨日までのお話というところであったんですけども、昨日まで9月に入つてから毎日出没状況の目撃情報があったかと思うんですけども、今日については現段階ではありますか、伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 今は議場においておりますので、ちょっと情報は確認できませんけれども、この議場に来る前までは情報はございませんでした。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、本当に心配なところです。先ほど夜間のというような、事業所があつてお話をしたというところもありましたけれども、他の市町村では新聞配達の方が被害に遭われたということがありました。そして、新聞配達の方も不安な日々で仕事を続けていて、例えば車であればライトをつけ放しにしたり、つけたり消したり、様々な工夫を行いながら不安に仕事をこなしているという声もあります。そして、こういったところでほかの自治体では、今現在少し落ち着いてからでないとなかなか難しいのではないかと思うわけなんですけれども、勉強会等で地域対策に取り組むことが効果的というような声もありますけれども、その点についてどのような考えですか。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 日頃より振興局、また北海道のヒグマ対策室等と情報共有しながら、常に情報をいただきながら勉強している、情報収集しているところでございます。先ほど1回目の答弁で申し上げましたが、緊急銃猟があるということで、道または国で実施訓練等を実施しておりますので、これには2回それぞれ係員が参加しております。また、これからも実施することなので、改めてまた別なもの、または同じものか分かりませんが、課員を参加させて情報収集して、これから対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、先ほどからも、狩猟に関してなんですけれども、市の職員で狩猟の免許を保持している方について伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 狩猟免許でございますけれども、狩猟免許には4つございまして、わな猟免許、それから網で鳥を捕る網猟免許、それと火薬を使う、弾を使う、銃を使える第1種銃猟免許、それと空気銃だけを使える第2種銃猟免許というのがございます。本市におきましては、わな猟免許を職員に取るようにさせております。今農政課の職員全て、今年も受けて合格しておりますので、全員がわな猟免許を持っているところでございます。なお、私におきましては、農政課時代にわな猟免許と第1種銃猟免許を所持しております、それと銃の所持許可も取りましたので、私につきましては、個人のことでございますけれども、銃を所持しながら駆除の対応をしているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 4つの免許というところで、農政課の職員が順次免許を取っているというようなお話がありました。免許を取った職員が農政課ではなくなった場合はどのような形になるんでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 狩猟免許につきましては更新が必要でございます。農政課から異動した場合につきましては、その更新は公費では行っておらず、自主的に更新される方はいるかもしれません、今のところはそこは行っておりません。ただ、異動してきた方、代わりに来ますので、その者につきましてはまた改めて狩猟免許を取るということで対応したいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 免許というところも非常に重要なことなんだなと、農政課の職員がまずは、わな猟の免許を取ったというところで、そして過去に農作物被害という点ではそういったところも非常に有効なのかなと思います。そして、農作物の被害について出荷することができなかったというような声も聞いているわけなんですけれども、まず被害額について伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 農業被害についてでございますが、近年のお話になりますが、令和元年から3年につきましては被害はございませんでした。令和4年につきましては、一の沢でデントコーンに被害がありまして29万8,000円、令和5年は北吉野を中心ですけれども、デントコーンに被害があり、33万3,000円、令和6年につきましては被害はございません。本年につきましては、一の沢地区でスイートコーンに被害がありまして、これが約50万円でございます。令和4年度以降一の沢で減っていますのは、実はデントコーン畑の周りに電気牧柵を設置したということでございまして、そこの設置し

た後につきましては被害がほぼなくなったと伺っているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、そういった電気牧柵ですか、取り付けたところは被害がなかったというような話がありました。ですけれども、やはり被害が出ているわけです。そういったところで、被害後の支援についてはないのかについてまず伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 被害後の支援についてでございますが、被害後の支援につきましてはなかなか支援するというのは難しい状況であります。これは、動物の被害も天災もそうですけれども、それはやはり自主的に自衛、自防してもらうとか、あとは共済の保険がございますので、そちらで対応していただくしかないかなと思っております。ただ、事前に対策できるということで、過去には電気牧柵の補助、鹿対策の補助を含めてそういうのをやってきましたし、これからもそういうことが必要であれば対応していきたいと考えております。また、北海道でそういう被害が遭ったときの対応ということで国にヒグマ被害緊急対策に関する要望書という形で要望もしておりますし、今後当市だけで考えることではなく、国全体で対応を検討していただきたいと願っているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、なかなか難しいというような話がありました。そんな中でも、先ほどお話もありましたけれども、どういったことが農家さんにとって被害に遭わないのか、そして被害に遭ってどうしたらいいのかというところで農家さん1件1件が対応することがすごく少なくなるように取り組んでいっていただきたいと思うわけなんですけれども、初めの答弁で箱わなについて2頭ということでの答弁がありました。やはり箱わなが有効ではないかというところで、もう少し箱わなを増やして個体数を減らすべきじゃないかというような声もあるわけなんですけれども、それについてはどのように考えますか。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 箱わなの設置でございますけれども、やはり技術的な面でどこでもかけられるというものではございませんので、例えば今回出ている市街地のようなところですと人目につくようなところに設置しますとそこにヒグマが来るということになりますので、そうなると人に対する被害が増えるかもしれない。また、止め刺しするときの状況もございますし、様々な条件がありますので、必要かどうかを実施隊員と判断しながら、内部で検討しながら進めて、必要なときにはかけますし、かけられるところには対応できますし、できないときには別な対応で追い払いを考えるようなところで対応していきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、なかなか難しいというような話もありましたけれども、

やはり有効な手だてというところでは、先ほどからの部長の答弁にもありましたように、どういったことが有効なのか見極め、進めていっていただきたいと思います。そして、電気柵等も今後も状況に応じて、とにかく出没してからというよりは出没させないということが非常に大切ですので、行っていっていただきたいと思います。

そして、（3）、（4）についてでありますけれども、近隣では猟友会との連携がうまくいかなかつた事例もあります。そういったところで、先ほどの部長のお話によりますと良好であるというようなお話をしたけれども、要因について何かありますか。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員の再質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

高田浩子議員の再質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 野田 勉君 猟友会との関係性といいますか、その辺りのご質問だと思いましたが、関係性は非常に良好だと考えております。先ほど申し上げました3点、実施隊員の任命を行うときの推薦をいただけるとか、またヒグマ出没時の現地確認、箱わなの協力をしていただけるとか、また鹿、カラスなどの駆除の協力もいただいております。このような協力をいただけているということは良好な関係があるということもございますし、なぜこういうような関係ができているかというところもちょっと触れさせていただきますけれども、まずヒグマの対応についてでございますけれども、農政課職員は先ほど申し上げましたとおりわな免許を取得して自ら対応する姿勢を持って、全て猟友会の方に丸投げしているわけではございません。なので、自らやるところはやって、実施していくできないところ、またアドバイスをいただきかなければいけないところのみ実施隊員の猟友会の方々に協力をいただいているという姿勢が猟友会の方々に認められているのではないかと考えております。また、多くのまちでは猟友会にぐるぐるパトロールさせているというところもございますけれども、本市の場合は、先ほどちょっと触れましたが、消防署に協力をいただきましてドローンで、このドローンというのは赤外線、熱ですね、ヒグマがいれば暗いところでも熱で感知して形がおおむね見えて、ここにいるなということが分かるようなもので監視しております。これでふだんパトロールしていないときも時折出没しているようなところは消防に協力をいただいて見てもらっているような、そのような自らやっている姿勢が猟友会の方々に理解いただいて、協力いただいているんじゃないかなと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ドローンの活用というところで、そういったところも市の職員、そして

獣友会の方も大変な、市民も不安なんですけれども、そういった方々も大変な苦労をされているということが本当に分かって、日々まだ全然、毎日出没状況があるという現状の中にはあります。そういったところで今後も対応していっていただきたいと思うわけなんですが、やはり獣友会については全道的、全国的にも報酬について問題があつたりとか、いろいろあるようですけれども、引き上げる必要もあるのではないかと考えるわけなんですけれども、その点の考え方について伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 実施隊の報酬についてかと思いますが、まず報酬額についてでございますけれども、基本的な日当といたしまして4,800円、それから出没時等は危険だということでそれには3,700円の加給、合わせて8,500円が出動していただきますと、1日当たりですけれども、支給されることになります。これで例えば鹿を撃った場合ですとか、あと熊の止め刺しをしていただいた場合とかがございましたら、弾代といたしまして1,800円の加給をしております。今までですと1日1回程度の出没で、それも時間はそんなに長く拘束していなかつたので、対応していただける方からも何も安いとかという話は伺ってはいないんですが、今回の場合、先ほど申し上げましたとおり1日に2回、また時によっては3回ということがございますので、これは1日の日当でございますので、ちょっと考慮するところがあるのかなと思いますので、これは今後調査研究してまいらなければいけない点かなというのは今考えているところでございます。なお、すみません、私も先ほど銃の所持許可の話をしましたけれども、私も銃の所持許可は持つて実際鹿の駆除とかは休日とかは協力しているんですが、平日はそれを持って回っているわけではございませんので、ハンターの皆さんには、実施隊の方々はそういうのを持って危険なところをやっていただいているので、それらは僕らも気持ちは分かっているということで、今後検討、研究していきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 本当に今現状は市の職員の方も含め、獣友会の方も日々大変な苦労をされているところでもありますので、今後ぜひ検討していっていただきたいと思います。そういったところで、獣友会からの各支部への通知について、先ほどもあったかと思うんですけども、もうちょっと詳しく把握している部分があれば伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 内容を要約しながらご説明申し上げたいと思いますが、まず改正法令が本年4月18日に公布されまして、9月1日から施行されるに当たりまして7月下旬に環境省から発表された緊急銃獣ガイドラインに基づき、市町村長は狩猟者に捕獲業務を委託できることが示されました。市町村長からの委託については、応諾義務がないことから、支部や狩猟者の判断で受託を断ることも想定されている。各支部は、市町村長から獣銃による捕獲者としての受託の意向を打診された場合は留意事項、これはガイドライ

ンに載っているんですが、その留意事項を確認の上判断しなさいと。受託の場合は、委託契約の締結を推奨しますというような内容となっています。課題となっているのは、人身事故による刑法の適用、この辺りが環境省は人身事故の刑法の概要については通常想定される注意義務を怠っていない限り業務上過失致死傷罪や器物損壊罪に問われることがないと言っているが、法的には明文化されていない点が1点、それと人身事故による獣銃所持許可処分についてですけれども、警察庁において全国的な立場から事案ごとに所持許可取消処分などの取扱いが検討されることとなっているというようなことが言われていますので、この点が課題となっているというようなことで把握しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、訓練を既に行っている地域もあるようですが、その点についてどのような考え方ですか。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 訓練でございますけれども、まずこれは必要なことだと考えております。訓練の方法につきましては、うちの課員が、農政課の職員が北海道または環境省が実施しているものを学びに行っております。これからも行く予定でございます。ただ、本市の場合におきましては、行政と獣友会と先ほど申し上げましたとおり良好な関係でございまして、確認業務を一緒にを行い、どういう対応を取ったらいいか常に協議をし、そして対応しているところで、いわゆる命令系統といいますか、行政側の周知、または人的な避難ですか、そういったものは市役所が行い、また熊の追跡ですか、どう捕獲したらいいかというのは獣友会の支部長、部会長を中心に命令系統がなって体制を取れるようなことを常日頃から行っておりますので、それらについては今後も継続しながら、また時ににおいては訓練が必要かもしれません、実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、プロの人材育成も必要かと思うんですけれども、その点についてどのような考え方ですか。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 プロのような人材育成というのは、ちょっと私では理解するのが難しい言葉でございますけれども、獣友会の皆様は本当に20代、30代の頃から山に入り、鹿や熊を追いながらハンターとしての実績を重ねてきている方でございます。新しい方につきましては、獣友会の方がまず指導してもらって、それで鹿とかの駆除に当たる。また、熊が出没した際にはそういう新人の方も呼び、そしてこういうところに出没するとかという指導を常日頃から行っておりますので、獣友会、いわゆるアマチュアの方々になるかと思いますが、それでも技術的にはかなり高い技術をお持ちの方ばかりなので、その方々に後進を育成していただいて、これからも協力していただきたいと考えているところ

でございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところでいろいろ聞いてきたわけですが、市長、全体を通して今の考えについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ヒグマ対策の全体を通してというお話ですけれども、基本的にヒグマが町場に出ないというのが一番いい話で、議員指摘のとおりいいところなんですけれども、実際に出てしまうとなると行政として何をやるかというと、やはり市民の安全確保が一番と考えてございます。先ほど来部長からもるるいろいろ答弁をさせていただきましたけれども、庁舎の中でもヒグマの対策会議、これを各部を横断した中で市行政全体でやっていくと。教育委員会も入っておりますし、建設部、市民部、経済部、全ての部がまとまっていち早く対応できる体制を取ってございます。先ほども答弁にありましたけれども、8時半に国道で目撃があったといった際にも即座にその情報を得た中で各対策会議の中で対応して、そして市民周知をするというような対策を取ってございます。また、北海道とも協力をしまして、河川を伝って市街地まで出てくる熊が頻発しているということから、河川の中の立ち木の伐採等も、これも北海道で迅速に対応していただいておりまして、今もパンケ川のほうですか、立ち木の伐採もしておりますし、また北高の跡地、あちらの立ち木も草刈り、伐採も今進めていっていただいているというところで、熊が居座るような環境を少しでもなくすというような対策を今進めているところでございます。これからも、北5号線、6号線の中に居座っている問題個体とでも申しましょうか、そういった個体がまだいるわけですので、そちらの対応も順次、本当に市民の安全を確保するためにできることはやっていきたいと、そのように考えています。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、市長からのお話もありましたように、市民の安全が一番大事というところで、日々継続されているところですけれども、市街地に出没というところで本当に不安な日々を市民の方が過ごしていらっしゃいますので、今後も現在行っていること、そして何ができるかを常に問いかけ、行動していっていただきたいと思います。

それでは、大きな2つ目の質問について伺いたいと思います。まず、最初の質問のときに私が挙げましたように、手話言語条例というところで私も以前砂川市に質問したことがあるんですけれども、私が質問した以降、その以前も、現在令和7年8月13日で都道府県で40、特別区で20、388市、143町、12村というところで手話言語条例が制定されました。そういったところも今回の法改正に向けて重要なところであったかと思うんですけれども、手話は文法を持つ言語というところで手話を使用しやすい環境整備というところが非常に大切になってきます。手話は音声言語と同じ一つの言葉であるというところで、以前から、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、そのようになっておりま

す。国の前に条例をまず制定してほしかったと思いますし、以前私が質問してからと内容的にそれほど大きな変わりはないのかなという私の印象です。そういったところで、今国が新たにというところではありますけれども、本当に質問後も、先ほども伝えましたけれども、近隣の市町村でも手話言語条例の制定、全道、全国でも非常に多く行われました。そういったところがとても残念だなと思いました。

それで、質問なんですかけれども、まず（1）、（2）を通して質問していきたいと思うんですけれども、手話を使用する方が少数であるというところで伺ってきましたけれども、把握していれば市内にどのくらいの方がいらっしゃるのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 市内で手話を使用する方の人数というご質問でございますけれども、現在私どもが把握している市内で手話を使用している方につきましては、まず聴覚障がいの方で日常生活において手話を意思疎通の手段として使われている方はお一人おられると把握しているところでございます。そのほか、聴覚障がいではございませんけれども、手話ができる方、その方については砂川手話の会の会員の方15名という数を把握しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 先ほど改正と申しましたけれども、これは手話施策推進法ということであります。それで、第1回目の一般質問でもしましたけれども、私は一般質問で手話を用いております。それを初めて行った後、数々の批判の言葉がありました。手話は言語であるのに、本当に残念なことありました。しかし、そんな中で本当に頑張ってほしい、やり遂げてほしいということもたくさんいただきました。そういった中で、今回手話施策推進法というところで国でもそういったことで認められて、多くの方々の活動がそういったところへ結んでいったのかなと思うわけです。

そこで、先ほど手話をされる方について伺ったわけですけれども、今後の取組としてホームページや広報活動や図書館特設コーナーの設置、手話の人材育成等の答弁がありましたけれども、具体的な実施時期や内容について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 今後の取組ということでございますけれども、まず普及啓発に関する広報、啓発活動といったしましては、市のホームページにおきまして、今回手話施策推進法が制定されましたので、その目的や取り組むべき施策の内容について掲載する予定としているところでございます。また、現在手話に関する活動を行っております砂川手話の会の活動内容についても、この内容については手話の会と連携、協力しながら手話を理解していただいて興味を持っていただけるような内容はどのような内容がいいのか検討して、掲載内容を検討してまいりたいと考えているところでございます。ホームページに関する掲載の実施時期につきましては、今回の手話施策推進法におきまして9月23日

が手話の日と定められており、その日に合わせて周知してまいりたいと考えているところでございます。

また、図書館への特設コーナーの設置につきましては、手話に関する書籍や、手話ですか、あとは聴覚障がいをテーマにした小説などを置くことを想定しているところでございまして、これについては図書館と協力しながら、準備ができ次第設置してまいりたいと考えているところでございます。

あと、手話人材の養成や研究機会の確保ということでございます。こちらについては、手話を普及促進していくためには人材の養成といったことも必要なところかと考えているところでございますので、これについては今後手話の会などとも協議しながら効果的な研修などの手法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 やはり最初から伝えているように手話は言語として認められており、手話を使って暮らせる環境づくりをしなければいけません。そして、手話の習得支援についてもお話がありました。手話の文化の継承、発展等というところで図書館でのお話、図書館の特設コーナーというのも1つ、本当に手話に関する本もたくさんありますので、こういうことなんだというところで市民の方が受け取りやすいのではないかと思うわけなんです。本当にたくさんの方に手話を知ってもらい、手話は言語であるというところを市民の皆様によく知ってもらって、日々手話を使って暮らせる環境づくりを整えていただけるよう、習得の支援や文化の継承や発展のために一つ一つ、出遅れてはいるんです、手話言語条例が制定されていなかつたためにほかの地域よりも。ほかの地域は、もうちょっと取り組んでいるんです。そういったところで、国で6月25日というところで施行されたわけですから、今後も言語である手話を皆さんに知っていただくよう取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、私は大きく1点について一般質問をさせていただきます。

砂川学園開校に向け、残る学校備品について、学校が廃校になるとその後の校舎の利活用、備品の処理について多くの課題が生じると考えます。特に校舎内に残る不用な備品は多岐にわたり、その行く先は重要な問題になります。机や椅子などの什器類やホワイトボード、スクリーンなど、さらに理科の実験器具、ピアノなどの音楽器具、体育器具、図書類、調理器具等とたくさんの備品があります。財政における収入確保の観点から、オンラインショップを活用した備品販売を行ったらよいと考えております。例えばメルカリショップに出品している自治体を調べたところ、全国でも令和7年4月時点で58の自治体で販売が行われていて、道内では室蘭市で取組が行われています。室蘭市では、「小中学校

の統廃合や施設の廃止などにより多くの不用品を廃棄処分してきたが、その中にはまだ活用可能な不用品もあり、リユースの観点からも市民の皆様をはじめとする多くの方にこれらの不用品を再活用していただければと考え、不用品の販売をすることにしました」とホームページで宣伝しておりました。また、情報によりますと芦別市でもこのたびメルカリショッピングでの販売を開始することを決めたようでございます。備品や不用品の中には私たちが思いもよらぬ価値のある資産が存在している可能性がありますし、こうした資源の適切な販売により財政の健全化や持続可能な社会の形成に寄与できると思いますので、砂川市におけるオンラインショップの活用について見解を伺います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君（登壇） 大きな1、砂川学園開校に向け、残る学校備品についてご答弁申し上げます。

初めに、各小中学校の備品を処分するに至るまでの現在想定している大まかなプロセスについてご説明申し上げます。現在各小中学校では、児童生徒の机や椅子をはじめ、授業で使う教材、教具、図書、作業用道具など多くの備品が使われておますが、これらのうち来年4月に開校する砂川市立砂川学園においても引き続き使用する備品は砂川学園の備品に転用することとしており、砂川市小中一貫教育推進委員会の各ワーキンググループなどを通じて教職員の意向も踏まえながら転用する備品の選定作業を進めているところであります。各小中学校から転用する備品は、砂川学園の開校前に移転しますが、閉校した小中学校に残された備品の中には後に砂川学園で使用したい備品が生じることも想定されるため、閉校後も備品を移転するための期間を設け、この期間を経て移転が完了するものと捉えております。その後残された備品の中には利用可能なものも含まれると考えられるため、有効活用を図る観点から、他の公共施設等での希望がある場合は転用することや市役所改築の際に行ったように町内会や市民、事業者へ無償譲渡することを検討しております。こうした取組を行ってもなお残される不用な備品については、その種類や状態、量などを精査の上、ご質問のありましたオンラインショップの活用も含めた適正な処分の方法について検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、再質問をさせていただきます。

今答弁がありましたけれども、まず現在精査をしているということで、来年までに段階的に事業を行っていくということでオンラインショップについてもその後検討していくというような答弁でしたけれども、そのような中でリサイクルということから、それはいいと思うんですけども、メルカリショッピングは検討というお話だったんですけども、これは素人考えで特に事業として難しいことはあるのかなという気はしているんですけども、並行して今からでも検討できるのではないかと思うんですけども、この点についてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 メルカリショップでの処分を直ちに検討というところなんですが、まず残された備品については基本的な考え方として使えるものは再利用し、有効活用を図るということをまず考えておりまして、また学校の備品ですので、市民の財産ということもちょっと考えております。ですので、譲渡する場合にはまず市民に使用されることが望ましいのではないかということで考えておりまして、こうした考え方から引き続き学校でまずは使用することを最優先しまして、次に他の公共施設などの転用、続いて町内会ですとか一般市民、市内の事業者などに無償譲渡で進めるように考えておりますので、メルカリショップの検討についてはその後に予定しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それで、庁舎のときも市民の方とかに譲渡するということをお聞きして、そういうことがあったなと思っておりました。それで、企業とか事業所にということだったんですけども、砂川にはもうないかもしませんけれども、古物商とか、そういうところに例えれば引取りの依頼などをするとか、そういうことは考えられないのかどうかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 古物商ですとかリサイクルというところも一応検討はしたところなんですが、まずは無償譲渡を終えてから、そちらの検討も進めて適切な処分方法を検討していきたいとは考えております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。それで、室蘭と、この近くでは芦別のことを例に挙げましたけれども、芦別のインターネットを見ていると、いよいよ開始するということが決まりましたということで、令和6年3月に閉校した中学校の不用品がこの9月中旬からメルカリショップで販売されますということで、発送は毎週水曜日の前日までに購入依頼があったものから順次行われ、梱包資材はリサイクル品を使用しますということでありました。購入にはメルカリ会員登録、無料ですけれども、それが必要ということで確認させていただきました。その中のインターネットの声として、閉校した中学校の不用品をメルカリで販売するというユニークな取組ですねと、市の財政に役立てるという目的はすばらしいですし、リサイクルの観点からもよいと思いますと。ただし、中古品であるので、購入する際はよく検討することも大事だろうし、実際に市に問合せするということが大事だろうと。芦別の創意工夫には大変に感動しますというような意見もありました。このことについて、芦別でもう既に始めるということなんですが、いま一度このことについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 私どもでも今実施しております市に対しては若干聞き取りを行

っておりまして、その中でも、やはり再利用するというところはもちろんいいことなんですが、メリットとしてはインターネットを利用したほかの販売方法に比べて比較的に手続が簡素ということはまずは伺っております。それと、安価なものから販売できるというメリットは聞いているところなんですが、逆に課題としても、まず1件1件出品を選ばなければいけないということと値段を決めなければいけない、あとは写真を撮って出品の手続をしなければいけない、そしてまた購入者が決まればきれいに梱包して発送するという一連の手間がかかっているというようなお話は伺っております。それと、今ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、トラブルについてやはりあるようで、写真と違うもの、汚れとかそういうのが写らない中で送られてきたとかというようなトラブルもあるようですので、この辺は考えていかなければいけないというところなので、ほかの処分方法も含めて検討して、もし可能であれば取り組んでいきたいと思いますけれども、検討を進めたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 ちょっと個人的な話にもなるんですけども、市内の方もたくさんメルカリされている方いると思うんですけども、そういう方も、エアコンをつけたんだけれども、冷えがよくない、高いのにしようということでいたら、家族の人に聞いたら、それはメルカリでやったらしいよということで、売れるかなと思ったんだけれども、やってみたらすぐ売れたというようなこともあります、これは若い人にも受けもありますし、持続可能ということからいっても非常にいい事業だと思っております。検討されるということではありますけれども、それで最後になりますが、今一連のスケジュールというんですか、来年検討されるということなんですが、そういった中で全道ではショップでは備品販売のほかに粗大ごみとか、そういう販売も開始しているところがないんですけども、全国では16の自治体でそういうところまで波及して実施しているところもあるということですので、その検討をしていく中でほかの部署にもいろいろな部分でリサイクルという部分で波及していく部分もあるかなと思うんですけども、いま一度整理してもらって、検討するまでのスケジュールというんですか、ちょっと整理して最後にお聞きしたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 まず、今後のスケジュールということなんですが、大きく4つに分けて私どもは考えているんですけども、まず砂川学園へ備品を移転するというところです。それで、先ほども申しましたけれども、その後も利用するものが出てくることも考えますとやはり夏休みぐらいまでがまずは移転の時期なのかなというところを考えております。それで、その後に公共施設などへの転用ということで、作業的には同時並行しながら各部署の要望を確認しながら、あとはまた現物も見る中でいいものがあれば各公共施設への転用を図っていきたいと考えております。それが秋頃ぐらいには終わるのかなとい

うことを今のところ想定しております。次に、市民へ残ったものを無償譲渡ということになりますので、市民への無償譲渡については早くて秋以降、秋頃かなということで今のところは想定しております。それで、さらに残った物の処分については、やはり処分費を含めていろいろ費用もかかることなので、来年の予算に向けて調整も図っていかなければいけないと思っていますので、そちらはもしやるのであれば9年度以降の作業になるのかなということで、一応スケジュールは組んでおります。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 すみません、いま一度、最後にしてもらいますけれども、今市民への譲渡ということが出てきまして、秋頃に向けてということもありましたので、周知ということもあるかなと思うんですけども、その辺のお考えがあれば最後にお聞きしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 市民無償譲渡が始まれば周知ということなんですが、そちらについては一応予定としては、市役所のときも備品の無償譲渡をやったんですけども、そのような流れの中で同様に考えておりまして、各学校に何日間か募集する期間を設けまして各学校でまずできないかなということで考えています。そちらについては、時期が決まりましたらホームページなり広報を通じて周知を図っていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員の一般質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前1時44分

再開 午後 0時59分

○副議長 小黒 弘君 休憩中の会議を再開いたします。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、通告に従いまして一般質問をしてまいりたいと思います。今回の一般質問は、大きく2点でございます。

大きな1点目、がん患者アピアランスケア用品購入費の助成についてでございます。がん患者の皆様が抗がん剤などの治療による副作用に伴う外見上の変化を補うために購入したウイッグや胸部補正具などの費用の一部を助成することにより心理的及び経済的負担を軽減し、がん患者の治療と社会参加の両立を支援する自治体が増えてきており、砂川市においても取組をすべきと思いますが、その考えをお伺いいたします。

大きな2点ですが、先ほどの高田議員も同じような質問をされておりますが、私もさせていただきたいと思います。ヒグマ対策についてでございます。今年度は市街地でのヒグマ出没の頻度が例年になく増えてきており、市によるヒグマの目撃情報なども常に市民へ提供して注意喚起しております。また、北海道によるヒグマ注意報が砂川市一円を

対象に発出され、現在も期間が延長されております。市のヒグマ対策への取組について、以下についてお伺いをいたします。

- (1) ヒグマ目撃情報等の件数について。
- (2) 市民への注意喚起等の周知の取組について。
- (3) ヒグマ出没時の具体的な現在の取組について。

最後に、(4) ヒグマ出没時の今後の新たな取組についてでございます。

以上、1回目の質問といたします。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 (登壇) 私から大きな1、がん患者アピアランスケア用品購入費の助成についてご答弁申し上げます。

初めに、アピアランスケアにつきましては、国により医学的、整容的、心理社会的支援を用いて外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義されております。がん治療により外見が変化した場合に必ずアピアランスケアを行わなければならないということではありませんが、がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している中、外見の変化によって自分らしくないという思いや人前に出ることに消極的になるなどのつらい気持ちを持つ方もおり、そのような方ががんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持する上で治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されており、国の第4期がん対策推進基本計画においてもがんとの共生としてアピアランスケアについて相談支援、情報提供に取り組むとされているところであります、市立病院においても昨年11月にアピアランスケア外来を設置しているところでございます。

ご質問のがん患者アピアランスケア用品購入費の助成につきましては、現在道内市町村では14市町が助成制度を設けていると認識しているところでありますが、がん患者の外見の変化は頭髪の脱毛、鼻、耳、手指の欠損、爪の脱落、乳房の切除などがあり、先行自治体の助成内容も様々となっていることから、ウイッグや胸部補正具等のケア用品購入費の一部助成を含め、国の動向に注視しながら他市の動向など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) それでは、私から大きな2、ヒグマ対策についての(1)、(3)、(4)についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) ヒグマ目撃情報等の件数についてであります。今年度につきましては8月末現在で目撃情報が72件、足跡、ふんなどの痕跡の発見が23件、合計95件となっております。令和4年度から令和6年度の8月末現在と比較しますと、令和6年度は目撃情報が21件、足跡、ふんなどの痕跡の発見が18件、計39件、令和5年度は目撃情報が31件、足跡、ふんなどの痕跡の発見が28件、合計59件、令和4年度は目撃情報

が37件、足跡、ふんなどの痕跡の発見が16件、合計53件となっております。

続きまして、（3）ヒグマ出没時の具体的な現在の取組についてであります、目撃情報等があった場合は砂川市鳥獣被害対策実施隊員、滝川警察署、農政課職員が現場に赴き、ヒグマの出没状況等を確認し、市ホームページと市公式LINEアカウントにて情報掲載、必要に応じて農業者への注意喚起チラシを配布、啓発看板を設置するとともに、滝川警察署に目撃情報等があった現場周辺の啓発やパトロールを依頼しております。対策といしましては、ヒグマの市街地への接近を防止するため、ヒグマの忌避装置を山間部と市街地の境である空知太地区から宮城の沢地区までの主に高速道路沿いに合計20か所設置しており、ヒグマの出没頻度が高い一の沢地区、空知太地区に監視用トレイルカメラを合計7台設置し、出没状況の監視を続けているところであります。また、ヒグマが潜伏できる環境を縮小させるため、北海道へ依頼し、パンケ歌志内川の一部の河川敷の草刈りと立木の伐採を行うとともに、北海道教育委員会へ依頼し、北高跡地の草刈り等が今月中に行われる予定と伺っており、現在一部実施されているところであります。さらに、直近の対応としてヒグマの追い払いにつながるよう、出没地周辺の草刈り、忌避剤の設置を行っております。

最後に、（4）ヒグマ出没時の今後の新たな取組についてであります、引き続きヒグマの市街地への侵入防止を中心とした対策として忌避装置の設置や出没地周辺や移動経路と想定される河川敷等の草刈りや立木の伐採、忌避剤の設置等を行うとともに、監視用トレイルカメラによる監視体制の強化を図り、北海道、近隣市町等の関係機関と情報を共有しながら効果的な対策を実施してまいります。また、9月1日に改正鳥獣保護管理法が施行され、市街地に出没したヒグマを市町村の判断で銃猟による駆除ができる緊急銃猟制度が始まっております。ヒグマが日常生活圏に侵入している、発砲以外での迅速な駆除が困難などの条件を満たすと市町村の判断でハンターに猟銃による駆除を委託できることとなっております。緊急銃猟につきましては、鳥獣被害対策実施隊員と協議を重ねておますが、バックストップの状態や跳弾のリスクの判断、ハンターの安全確保等、市街地における発砲可能な場所に限りがあり、不安であると伺っております。なお、北海道猟友会では、市町村から発砲要請があった場合でも現場の状況を踏まえてハンターが猟銃駆除を中止できるとする通知を全支部に出しているところであります。今後とも緊急銃猟について鳥獣被害対策実施隊員と慎重に協議を重ねるとともに不安解消に努め、市街地の建物内に居座る、または市街地を毎晩徘徊し、ごみやコンポスト等をあさるなど最悪の事態を想定して今後緊急銃猟が実施できる体制を整える準備を進めてまいります。

○副議長 小黒 弘君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私からは大きな2の（2）、（3）についてご答弁申し上げます。

初めに、（2）市民への注意喚起等の周知の取組についてでありますが、市街地周辺へ

のヒグマ出没や目撃情報に対しては、副市長をトップとしたヒグマ対策会議の開催や防災と同様のグループLINEを活用し、情報共有を図るとともに、庁内各部署及び消防などとも連携しながら対応策等について検討、実施しているところであります。ヒグマ出没情報については、現地での状況を確認した後、市ホームページや市公式LINEアカウントによる周知、出没、目撃地周辺への注意喚起看板設置、注意喚起チラシの町内会への回覧、配布依頼、さらには市職員による個別配布、広報車の巡回により迅速に市民への周知と注意喚起を図るとともに、必要に応じて児童生徒及び保護者への注意喚起や登下校時におけるパトロールなども実施しているところであります。また、北海道からは、市内における目撃情報が頻発していることからヒグマ注意報が発出されており、報道機関やホームページ、SNSを通じて注意喚起が図られているところであります。

次に、（3）ヒグマ出没時の具体的な現在の取組について、主に市民周知に係るものであります。出没場所付近には必要に応じて出没日時や状況などを記載した注意喚起看板を設置しており、新たな出没情報が寄せられた際などには定期的に記載の内容を差し替えて行っています。また、注意喚起チラシに関しては、出没日時や場所、位置図、被害防止のための対策と併せて情報の速達性が高い市公式LINEアカウントへの登録を促すため2次元コードを掲載したものを作成しており、出没場所付近の町内会に対して回覧や配布の依頼を行うほか、出没場所などの状況から早急な対応が必要と判断される場合には事業所等への電話連絡、職員による個別配布も実施しており、広報車による注意喚起啓発と併せて、対象範囲が広域また住宅密集地などの場合には庁内各部署からの応援態勢を構築しながら実施しているところであります。

○副議長 小黒 弘君 答弁が終わりました。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、大きな1点目、がん患者アピアランスケア用品購入費の助成についてということで、今ほどご答弁をいただきましたので、これに合わせながらまた質問をさせていただければと思います。

先ほどお話をいただいた部分では、道内の実施自治体が14市町ということでお話をいただきまして、私のほうで調べるとこれは2025年8月現在だと15市町、6市9町というような形であったかなと思いますが、恐らく調べるときの時点によっての多少の変更があったのかなと思っております。それで、お聞きした答弁の中の最後のところで、これについては他市の状況を確認し、情報収集に努めてまいりますというお話が最後の言葉だったのかなと思っています。今現在砂川市でまだこの手の政策的な用品購入費助成というのは実施もされておりませんので、私はぜひすべきだなということで今回一般質問させていただいている。ですから、取組をすべきと言わせていただいておりますけれども、であれば今後これについて取組をしていこうとするのか、もしくは取組に当たってそれをするかしないかの検討をされるのか、もしくは取り組んでいこうというのが前提での検討と

して含めていくのか、この辺の考え方を先に聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 市といたしましては、今現在がんの発症予防といたしましては生活習慣病の改善ですか、あとはがん検診によるがんの早期発見、早期治療による重症化予防に取り組んでいるところでございまして、まずはそのような発症予防の取組によりましてがん発症予防を進めることも必要なことだと考えているところでございます。また、がん患者への支援につきましてはアピアランスケアに関する助成も含めて全道市長会から国に対しまして必要な財政措置を講じるよう要請をしているところでありますので、その辺のアピアランスケアの購入費助成につきましてはそのような国の動向も注視しながら、また各自治体の情報等も収集しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 今の答弁を聞いていると検討に向けて進んでいくように私は受け止めましたが、そういう形であればしっかりとやっていただきたいとは思います。先ほど答弁の中にもありました。国ではもう既に第4期がん対策推進基本計画、これは2023年4月から6年間ということで始まっておりまして、そもそもアピアランスケアということについては、第3期がん対策推進基本計画、2018年のときから始まった部分に大きな3本の柱があって、がん予防、がん医療の充実、そしてがんとの共生というものが大きな3本柱で、第4期も第3期のこの3本柱を継続しながら進めていきましょうと。このときにアピアラスケアという言葉、要するに文言がここに初めて明文化されてきたということがありますので、こういった点では国も既にこういったことに対しての対処をしていきなさいということの方向性を出されたのかなと思っています。

もちろん砂川市立病院もがん診療拠点連携病院というような形であって、今現在たしか昨年の11月からアピアランスケア外来というのも始められていると。ですから、そういったことではこういった環境がきちんと整ってきた中で、道内の中でもまだ砂川市としては取り組んでいないということを考えると、これはやはり率先してやるべきことなのかなと思っています。それで、これは所管が病院なので、病院にこういうことでというのをお聞きするというわけにいきませんけれども、アピアラスケア外来が昨年の11月、ホームページで公表されてからやっていますけれども、2024年のときの検査が約250件ほどあったかと思います。そのうちウイッグについては55件の相談があって、そして13件が砂川市内の方たちであったということも調べさせていただいたらそういったことがありました。2025年はまだ1年間終わっていませんから、約120数件ほどの相談が今現在も来ていると。ですから、砂川ではがんに対する条例もつくって、市立病院はがん診療拠点連携病院としての国の政策を基にしてしっかりとアピアラスケア外来といったことをして、がんに対する部分でこれからは共生ということを国が言っている中ではやは

り砂川としても率先してやっていくべきではないのかなと思っております。そういったことをお話ををして、いま一度その考え方を聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 市立病院におきましては、がん診療連携拠点病院として指定を受けまして、地域のがん医療の連携の拠点といたしまして専門的ながん医療の提供のほか、相談支援や情報提供などを行うがん支援センターを設置いたしまして、その中で専門職がアピアランスケアについての相談、情報提供などを実施しているところでございまして、がんに対するといいますか、アピアランスケアも含めてそういったがんに対する対応の強化を図っているというところでございますけれども、市といたしましてもそのような病院と連携した中でがん患者に対する支援、取組も必要なものだと考えているところでございますけれども、経済的な支援に限らず、どのように市立病院と連携、協力した取組ができるかどうかについてはこれから考えてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 私の思いと保健福祉部長の思いは若干違う部分があるのかなと思っていますが、先ほど今後は他市の状況だとか情報収集に努めながら検討もしていきたいということなのかなと思っていますので、私のほうで知る限り、どのような状況というか、どのような形でこのアピアランスケアの用品の補助の関係、用品購入の助成をされているのかということで、若干ですけれども、さらっとお話をさせていただきたいと思いますが、私が先ほど言ったように道内では15市町があって、そこには札幌、旭川、函館だとかの大きいまちもあれば小さな人口の少ないまちもありますが、その中で大体見ていますと抗がん剤によるウイッグが必要な方たちとか、補整下着が必要だとか、あと人工乳房が必要だとかといった部分のそういった大きく3つぐらいから4つぐらいに分かれた中での助成のような形をやっておりますが、その中で購入に要した費用の2分の1の額で上限があると言われるところのまちもあれば、購入に要した費用の3分の1の額で上限を持っているというところもあります。上限額は、例えば札幌だと補整下着が5,000円、上限2万円というところも函館だとか旭川市等もあります。それと、上限が2万5,000円というところもあります。上限3万円でウイッグだとかも含めてあるまちもあります。上限5万円、これは胸部補装具など、どうしてもやはり金額的な部分のかかるところといったところであるのと、それとウイッグのレンタルにも助成を出しているところもあるということを見させていただきました。この中にはウイッグとか胸部補装具、さらにはエピテーゼという人工何とか、ごめんない、専門じゃないのであれですけれども、ウイッグだけに焦点を当てて助成を出しているところもあれば、ウイッグ、胸部補装具、そしてエピテーゼと3つも含めてそれぞれの分野で助成を出しているといったところもあります。

今私がお話をしているのは道内の状況でありますけれども、こういったようなところでそれぞれのまちの恐らく財政状況を含めながら、または必要とされている部分をしっかりと

と聞きながらというか、押さえながら実施しているのかなと思っています。こういったようなことで、がん患者として病気を患った人方へ共生という言葉で社会の皆さんと一緒に生活できる、働いたりできる、学業にも努められるといったことに寄与するのはまさにこのアピアランスケアの用品購入助成なのかなと思っておりませんので、こういったこと含めて私はぜひ必要だと思っておりますので、どうもこの辺は私の思いと保健福祉部長の思いは違うかもしませんが、いま一度この辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 アピアランスケアにつきましては、がん治療によって外見の変化に悩まれている方がおられることから、それに対します治療と社会生活の両立をはじめとする自分らしく活気のある生活を送るために必要なケアだと考えているところでございます。当市におきましても、先ほども申しましたけれども、市立病院においてアピアランスケア外来を設置してそういうがんに対する患者さんへの対応に力を入れているというところでございます。私どももその辺のアピアランスケアについての必要性は感じているところでございます。そういった上からも今後いろいろ、国の動向もございます。そういったことも含めて今後これからいろいろ情報収集をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 どうしても答弁をお聞きしていると受け身的な部分が強いのかなと思っております。アピアランスケアの実態調査をある団体がされているんですけども、北海道はアピアランスケアの助成の取組というのは全国の都道府県の中でも少ないほう、10%以内。大きいところは60%ぐらいまでやっているところもあれば、場合によっては90%近くまでいっているところもあったり、地域によって差はあるんですけども、北海道というのは先ほど言ったように15市町しかまだ取り組んでいないところを見ると全国的に見ると支援事業としては少ないです。そういった中で、全国の市区町村1,741のうち、助成ありとされているのが64%がもう既に実施しています。助成されていないといったところが36%ということで、正直3分の2近くはもう既に全国的に取り組んでいるんですよといったことがありますので、道内で15市町が今取り組んでいますけれども、砂川もこの中に入って16市町目の助成の実施自治体としてあるべき姿ではないのかなと思っております。ここですることが北海道の中でも砂川も先進的にやられているんですねといったことにつながるかと思っていますし、それと先ほどお話をしたように15市町の中でも2025年4月から実施している自治体も結構多いです。全体の15市町の中でも多いです。最も古いのが2022年4月からだったかと思います。22年度、23年度、24年度、25年度といったことになっておりますので、今こそ私は砂川市もここを積極的に政策として、やはりがん患者に対する共生とともにいきましょうということの先駆けとしてしていくべきではないのかなと思っております。こんな全国の状況の中での道の状

況も踏まえながら市として取り組むべきかと思っていますが、いま一度、私は取り組んでいくというような言葉がもらえれば大変ありがたいんですが、この辺の考え方を再度聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 島山秀樹君 アピアラ NS ケアの助成に対する取組ということでございますけれども、当市の市立病院につきましては昨年 1 月からアピアラ NS ケア外来を設置いたしまして活動、相談業務を行っているところでございます。それで、今年度の相談件数をお伺いしますと大体 120 件程度、実患者数につきましては 32 人程度、うち市内といいますと 6 人程度の患者さんが相談を行っているとお伺いしているところであります。それで、そのような方々の悩みといいますか、相談内容も私どもではまだ把握していないというような状況でございますので、まずはそのような市立病院のがん相談センターとお話をさせていただきながらいろいろ意見交換をしながら、どういった対応が今後必要なのかというところをちょっと検討してまいりたいと思っているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 答弁の中で確かに市立病院のアピアラ NS ケア外来の件も出ていますが、私は所管なので、市立病院に向かってはお話はちょっとできないので、大変心苦しいです。その分しっかりと対応されて努力されているんだなと思っています。今ほど市立病院の関係をちょっと言いましたよね。4 月から始まって 8 月ぐらいで 125 件、6 人の相談件数がありましたと今部長からありましたけれども、これはまだ 4 月から 8 月までの段階ですから、昨年でお聞きするとウイッグの相談件数だけでいうと 55 件で、市内は 13 件あったということは、やはり前年同様の数字が出てきてもおかしくないんだろうなということと、さらにこれだけ人数が少なくとも相談をする方たちがいるんだよと。そこには、がんを患ってしまってどうしても外見が、やはり症状が出てしまうということが皆さんと生活、共生の下で仕事をしたり学業に努めたりといったときにはやはり何がしかの恐らく遠慮も持ちながらやられていると私は受け止めていますので、そういったところにウイッグなどもそれぞれにおいて費用はかかりますから、この辺をしっかりと支援するのもアピアラ NS ケア用品の助成の私の今回の提案でもございますので、しっかりと受け止めていただきたいなと思いますし、それと今後いろいろ調べながら検討もしていきたいということですが、私は検討する以上はぜひ来年度の予算に計上するぐらいの気持ちでやってほしいなと思っていますが、そのときにもう一点だけお願ひがあります。がん患者さんは、成人の方だけじゃないんですよね。高齢の方もいるし、成人の方もいるし、AYA 世代という若い世代もいれば、また子供さんもいるんですよ。特に子供さんのアピアラ NS ケアという現状がまだきちんと把握し切れていないというのが調べていくと出てくるもんですから、やはり市としてアピアラ NS ケアの用品助成について含めながらするときにはがん患者となっている子供さんのことにも踏まえながら、状況も把握しながらやっていただきたいなと思って

います。というのは、子供の場合は成長に伴って1年か数年ごとに買換えが必要というところであったり、衛生面を考慮して複数のウイッグをローテーションで使うことがあるといったことも聞こえてございます。そういうことも含めながらやつていくことによって、そして子供たちというのは敏感な子供たちもありますから、それによって場合によってはいじめなどのトラブルの原因となるおそれもあるということですから、今後の検討の中にはぜひそういった子供たちも含め、全世代に向けてどういうものが必要なんだということを含めながら前向きな検討ということをしていただきたいと思うんですが、この私の考えも含めながらいま一度部長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 今ほど子供に対するそういう助成についてもということでございます。市といたしましては、なかなかがん患者の情報というところは持ち合わせていないところでございますので、先ほども申しましたけれども、まずは市立病院にアピアランスケア外来がございます。そちらといろいろ意見交換しながら、そちらはいろいろ詳しい情報は持ち合せていると思いますので、そういう患者さんが実際どのような悩みをお持ちになっているのかというところも含めて、どういう対象者がいるのかとともに含めて市立病院のアピアランスケア外来とそれぞれ意見交換をしながら今後についていろいろ取組を考えていきたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 アピアランスケアに関しては、これで最後にしたいと思います。もちろん市立病院にアピアランスケア外来があって相談も受け付けていますから、それはそれで重要な、状況を把握することは大事だと思うし、いろいろな情報を持っているというのは分かります。ただ、保健福祉部長の所管中にはふれあいセンターがあって、保健師さん方もある部分では本当に日夜時間を使いながら、いろいろな仕事がある、そして国保の特定健診もしながら、保健活動の報告と計画、毎年出されているじゃないですか。私はそれを見させていただいています。その中では、がんについての疾病の関係も出ておりますし、もちろん最も現場の中で保健師の皆さんとか、栄養士さんもそうですけれども、間近にいろいろな話を聞く機会があるわけです。そういう人が職員としているんですから、部長のところには。であれば、その人、職員の持っている情報もしっかりと受け止めながら、必要なことをしっかりと受け止めながら私はやるべきことなのかなということをお話を、このことについては終わります。

続いてなんですかけれども、ヒグマ対策について移らせていただきますが、先ほど高田議員のほうでヒグマ対策、対応についてもいろいろ聞いておりますので、ほぼ大体私のお聞きしたいことも含めて分かるかなと思いますし、なおかつ件数等についても、もう既に北海道からのヒグマ注意報発出2回目、2回目が出たことによって市もホームページに9月5日付で出ていますから、件数も最新に近い部分。先ほどは10時何分に、これはちょつ

と場所は違いますけれども、ループ橋付近でヒグマが出ましたよとLINEでも入ってきていますから、この辺は私も十分承知しながら、件数等については分かりました。1から5ぐらいいろいろ聞いておりますので、ちょっとまとめながら聞かせていただきたいと思います、ヒグマに関して。

まず、今回特に問題とされるのは、問題とされる個体が北光地域、北5号線、北6号線、あの辺りに出没されているのが多くて、ちょっと行動範囲が広いなということがあるんですが、私も現場を見させていただきました。私が行ったときには、恐らく部長が先ほど言っていたように忌避剤、たしか歩道のガードレールに取り付けているところを私も職員方がやっているのを見させていただいたり、あとそれぞれのJRの踏切の市道のところ、歩道も含めて、あそこはササやぶなんですよね。草刈りをきちんとやられておりました。そういうことを含めて、何かあればすぐ農政または市民部含めて一体となって動いているというのは私も見させていただいいますから、そういう点では本当に感謝している。これが市民の生活と安全を守る一助になるんだなと改めて見ておりますが、そこで見ていてふと思ったのが、北5号線、6号線の踏切、ここはJRなんですよね、JR北海道。防風林がJR北海道敷地なんですよね。敷地だということは、市道だとか歩道は市の関係でできますけれども、JRの所有地に対してはそんなに動きは難しいんじゃないかなと思うんですが、事今回のヒグマの関係を通してJR北海道に対して何か要請とかされているのかどうか、この辺のことを実施されているのであれば聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 できる限りの対応を取っております。その中で、やはりJR敷地につきましては私どもが手を入れることが難しいというか、できない場所でございまして、建設部から市道を伐採するときに併せてJRには要望しているところであります。ただ、JRもいろいろご都合があるかと思いますので、即時の対応とか、いろいろなことはあるかと思いますが、市としては協力していただきたいということで要望しているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 要望、要請はされているということで、というのは市道があって歩道の脇も草刈りをしてくれているんですけども、もう一メーターかちょっとぐらい、でもJR北海道の所有地なんですよね、あそこ。もうちょっと草刈りをするだけでも違うのかなと思いながら私は見ていました。結構ササやぶが深いんですね、見ていたら。ああいうところを少しでもなくすことによってヒグマが近づいてこられなくなる。もしくは、我々住民が見たときに分かりやすくなる。もしくは、防風林に近づかなくて済むといったことにつながるかと思っていたものですから、要請はされているということなので、事相手のいる世界ですけれども、ただこういうこと、特にJR函館本線をヒグマがまたいでいるということでもありますので、しっかりとした要請というのが今後も私は必要なのかなと

思いますが、このことについて何か新しいことが答えられるのであつたら聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 私どもからもJRには、先ほど申し上げましたとおり要請しております。ただ、学校側、私どもの所管ではございませんが、学校から通学路だということで要請していると聞いております。その中でJRから対応についてご返答をいただいていると、詳しいことは私どもはまだ情報はいただいておりませんが、対応する方向で今動いていただけているということは耳にはしているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 分かりました。この辺は対策の会議もございますから、ここは横断的なつながりということありますので、この辺はより一層それぞれの関係する担当の部だとか委員会があるかと思いますので、しっかりと連携を取っていただきたいなと思います。

続いてなんですかれども、ここしばらくの問題の個体の動きという中で、最も私がついこの間心配したのが国道12号線を渡ったというか、越えたと。私は、まずはJRの線路を越えるかどうか、次は国道、要するに越えないでほしいと思っていたものが越えたということとなれば、正直12号線の付近には北光団地を含めて住宅街、住宅団地含めてあるわけで、そこに対する影響が心配されると私は思っております。そこで、いろいろなことを取組はされていますけれども、こういった住宅街へのヒグマの行動をここで止めるといったことの考えでいくと、市としてしっかりとした対策、いろいろな形、忌避装置もあれば忌避剤だとかいろいろあるかと思うんですが、事自然相手の野生動物でありますけれども、この辺をしっかりと私はやるべきではないのかなと思うんですが、この辺はどのような考え、もし持っているんだったら考えを聞かせていただければと思うんですが。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 今までの出没が線路の防風林で止まっておりましたので、12号線は恐らく車の通りが多いのでなかなか横断しないだろうということで、今までそういう形で推移してきました。今回注意していたのは、北6号の東側、踏切の東側に住宅街があったので、そちらに行かないようにということで、今回初めてですけれども、忌避剤というものを導入してみました。北6号の線路脇と防風林の東側、団地に行かないようにということで設置したところ、そちらのほうに行く様子は見られず、逆に12号線を渡ってしまったということもございまして、またそこで忌避剤とかを使ってしまうと今度は戻れなくなるおそれもあるなということもございまして、今ドローンで時々監視をしてもらいながら、どこに移動しているかとか、目撃情報を確認しながら今対応しているところです。同じ個体だということを想定してござりますけれども、北6号踏切の防風林西側、防風林の西側には水田があるわけですが、その水田との間に忌避剤をまた設置して、一度防風林に入った熊が行かないようにということで今設置しているところです。なので、北

6号の水田を通って6号線を通って西に行かないような対策は私どもで考えられる手だとして今行っているところです。それと、東側に戻ったかどうかを確認できるよう、ちょっと場所は明確には申し上げませんけれども、何か所か戻ると思われる想定される場所、そちらにトレイルカメラをまた設置しまして、戻ったかどうか、戻ったら山に戻るだろうという想定が可能なわけですから、そういう対策も取らせていただいております。まずはそういう対策をこの2、3日の間に行っておりまして、今後また様子を見ながら警戒していきたいと考えているところです。なお、先ほど市民部長のほうで申し上げましたけれども、また国道を渡って西に出没した場合、前回と同じように街宣したりとか、看板をまた立てるとか、日付を改めて立てるとか、また改めてポスティングするかもしれませんし、緊急な対応を取って対応していきたいと考えているところであります。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 恐らく今考えられることと、それと状況を把握しながらの対応なのかなと思っておりますので、ぜひこの辺り、野生動物でもありますけれども、しっかりと対応していただきたいなと思います。

それで、今も既に秋のヒグマに注意ということで始まりましたよね、8月の下旬ぐらいから10月何日までかな。これから、もう秋に入ってきたし、それこそ日の出、日の入りの時間も変わってきて、薄暗さの時間が長くなってくるとなると我々住民としての活動時間が今よりどんどん狭まって、ヒグマの対策の中には薄暗くなつたとき、早朝だとかの活動は、強いて言うとウォーキングとかランニングとか、サイクリングもそうでしょうけれども、この辺は気をつけてほしいといったことをうたわれています。そういうときに、いま一度この辺のことを念頭に入れながら、今問題となっている個体がその前に山に帰つてもらえばありがたいと思いますが、これがこのまま長期化すると地域の生活をしている住民の皆さんに対する活動範囲が狭まっていくのではないかと私は心配しているんですけども、季節の関係もありますから、今後のことを含めてこの辺の対応というか、こういうことも考えていますよといったことがもあるんだったら、聞かせていただけないでしようか。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 いろいろ実施隊員の方々に協力いただいて周りをパトロールしてもらった際に、ふんとかがあれば何を食べているのかなというのが分かるわけでございますが、今のところ見えるところにふんがなくて、防風林以降、西に来ている熊が何を食べているかというのがちょっと分からぬ状態ではございます。ただ、防風林の周りにはさほどヒグマの餌となるようなものが多くないと見受けられますので、恐らくもうそろそろ山の実りが出てくる時期となりますので、山には戻るだろうということで実施隊員の方とお話をしているところです。なので、もう少し経過を観察しながら、大変市民の方にはご迷惑をおかけするところでございますけれども、安全を確認しながら、担保しながら経

過観察をして対応していきたいと思っているところです。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 今経済部長がお話をされた部分のように、実りの秋が近づいていますから、ヒグマも静かに北光地域も含めながら去っていってほしいなと思いますので、それを期待したいと思います。

それで、私も公式LINEのアカウントを持っていますから、ヒグマの目撃情報、ふんだとか足跡だとかという部分のLINEでは常に入ってきています。大変ありがたい情報だなと、多いときは1日に2回、それも昼間から、以前は夕方とか早朝だとかという部分だったのが最近は昼間もなってきて、私も議員をしておりますから言葉を選んでお話をしなければいけないと思うんですけれども、大変重要な情報機器なんだけれども、たくさんLINEがどんどん入ってくるものだから、人間は何回も入ってみると一番恐ろしいなと思うのが慣れなんですよ。今日また出たんだねと言う人も若干いました。ですから、そういったことが今皆さんのもろもろなりつつあるのかなと心配します。その安心感がヒグマが出たときに危険性が増大することにつながると私は思っていますので、そういったことも含めながらと、それと7月8日から砂川市一円、全域に北海道ヒグマ注意報が発出されて、今回延長2回目であるということで、たしか市民部を通してですよね、広報すながわの7月15日号かな、「ヒグマ出るよ、マジで、ヒグマ注意報」ということで出了ました。それも7月8日の北海道のヒグマ注意報が発出された後の広報すながわだったかなと思うんです。今回2回目で延長ですから、私はいま一度広報すながわだと、ホームページにも掲載されていますけれども、前回はたしか広報すながわの裏表紙を使って掲載されていたかと思うんですが、北光地域もそうですし、砂川市も一円がヒグマ注意報ですから、ヒグマが出たよという危機感をなくさないように含めながら、私は広報すながわにいま一度掲載してはいかがかなと思うんですが、この辺は経済部として広報に掲載をお願いしたいという思いがあるかどうかだと思うんですけれども、この辺考えはどうなんでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 ヒグマの関係の広報でございますけれども、例年春とか今の時期にですか、私の記憶では出したような気がするんですが、1こま、小さいこまで一応啓発はしていたかと思うんですが、このように一面を使って出したのは前回がおおむね初めてかなと思っております。掲載につきましては、こういう掲載はタイミングとかもありますので、いなくなるような時期に出しても、掲載できるタイミングがありますので、それを考慮しながら考えていくべきだと思っております。

なお、先ほどのLINEのところは私も懸念しておりますし、特に農村地帯は頻繁に出ておりましたので、LINEを見ても、ああ、出たんだねなんていう方がかなりいます。なので、チラシも同じく毎日配ると全然警戒してくれなくなりますので、やっているのは取りあえず出たのはLINEで啓発、頻繁に出てる農村地帯につきましては時折タイミ

ングを見て注意喚起するためにチラシを配るような手だてをしております。町場につきましても、ずっと出ているといって、LINEが行っていても、今度注意喚起が本当に必要なときもありますので、そのときにはまた継続してはいたとしてもチラシを配るなどの対応をして改めての注意喚起ができるような対応は考えたいと思っております。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員。

○沢田広志議員 最後にいたします。9日間連続ヒグマが出没されて、テレビ、ラジオ、報道関係、新聞も含めて、さらには今はインターネットで情報は知れますから、かなりの量が毎日のように砂川市と出でていて、それを見ている砂川市民の方も多いです。それによって、報道機関もヒグマに対する注意として生ごみの処理だとか、活動の範囲だとか、いろいろ伝えてくれていますから、見ている、聞いたりしている市民はそれはそれで分かっているかと思いますので、それは大変ありがたいなと思いますが、それとは別で、今がタイミング的に市として広報すながわを使ってやるべきタイミングですよ。だって、北海道ヒグマ注意報延長2回目で、ついこの間延長したばかりですもの。前回のときは7月8日に発出されて15日号に出したんですから、ですから今この時期にもう一度市民の皆さんのが安心感とか、そういうことではなくて、慣れという部分に対する安心を持つんじゃなくて、少しでいいですからちょっと気にする、気にかける手段としての私は方法だと思っておりますので、この辺については言いつ放しで申し訳ないですけれども、ご検討いただい、私の質問はこれで終わります。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員の一般質問が終わりました。

◎延会宣告

○副議長 小黒 弘君 本日はこれで延会をいたします。

延会 午後 1時53分